

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
該当する法令等はなし	該当する制度はなし、	-	-	国家資格試験業務に係る制度を所管していないため、回答困難である。						204001	全省庁	独立行政法人並びに、政府官掌の公益法人、社団・財団法人等が運営実施している国家資格試験業務の、民間への委託開放を希望致します。	5026	5026001			(株)アイ・イーシー	1	B	独立行政法人並びに、政府官掌の公益法人、社団・財団法人等が運営実施している国家資格試験業務の、民間への委託開放を希望致します。	国家資格試験の受付事務から採点処理・合否判定・通知業務までの一連の作業事務は、民間で十分に対応出来る内容であり、且つ効率、効果的な運用が大幅に改善できると見込めます。	試験業務に付随する一切のアウトソーシングを事業主体として取組んでおります。	政府管掌でなくてはならない明確な事由が見当たらないことと、民間に出来ない事由が明確でない事による国家資格試験の民間開放を要望致します。	全省庁で定められている国家試験ごとの、省令等により、公益法人、資格認定事業団体でしか、取り扱いが出来ないとなっているもの、各資格の業法および、法律	法律等で指定された資格認定事業者以外でも、取り扱いができる国家試験業務の事務請負の民間への開放および規制の緩和・撤廃を要望致します。
	公正取引委員会においては、クレジットカードによる支払業務の一部を除き(ETCカードを除外(平成16年度-)行っていない)	b		公正取引委員会は、クレジットカードによる支払について、規則、規程等は定めていないが、クレジットカードによる支払を行う場合であっても、個々の職員が個人カードを保有しそれを使用するということは考えておらず、当委員会がクレジットカード会社と契約したクレジットカードを使用することを検討することとなるが、クレジットカード利用の可否も含め、平成17年度中に検討を開始する。		要望元からの下記意見を踏まえ、具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。海外における調達・支払業務において既にクレジットカード決済を導入しただけでは理解できる。しかし、今回要望している内容は、諸外国のように国内における物品調達・支払業務におけるクレジットカードシステムを活用したコスト削減や業務効率化である。既に既存の会計機関により適正な運用が行われていることとあるが、再度諸外国の導入事例等をご確認いただき、国内の調達・支払業務についてもご検討いただきたい。			204002	全省庁	政府における物品調達・支払業務におけるクレジットカードシステムの導入	5075	5075002			クレジットカード普及連絡会(クレジットカード会社29社別紙参加カード会社社名一覧ご参照)	2	A	政府における物品調達・支払業務におけるクレジットカードシステムの導入	諸外国と同様にクレジットカードシステムを導入した。政府における物品購入・支払いシステムを実現し、政府の物品調達・支払いに関するコスト削減や業務プロセスの効率化を実現していきたい。については、会計法や予算決算及び会計令等の規定がある場合は、その規定をご指摘いただくとともに制度を改正いただきたい。	各府省庁において実施されている、物品調達・支出の一連の業務プロセスにクレジットカードシステム(政府購買専用カードの発行、決済スキームの活用、共同アウトソーシングシステムの構築等)を導入する。まずは、いくつかの府省庁で実証実験を行い効果を確認。効果が見られた場合は、その他の府省庁に順次拡大する。	諸外国では、既にクレジットカードシステムを導入し、政府物品調達・支払業務におけるコスト削減・効率化において大きな成果を上げている。米国では年間14億ドル、イギリスでは年間1億ドルのコスト削減効果があると推定されている。従って、日本においても物品調達・支払業務にクレジットカードシステムを導入することによる、コスト削減・効率化効果が見込めるものと考えられるため、関係府省において検討をお願いしたい。	会計法(第10条～第28条)、予算決算及び会計令(第38条～第63条)、契約事務取扱規則(第1条～第27条)	[ご参考:クレジットカードシステムを導入している諸外国]米国、イギリス、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、ノルウェー、スペイン、スウェーデン、オーストラリア、香港、韓国、ニュージーランド、シンガポール、台湾、タイ、カナダ、アルゼンチン、ブラジル、コスタリカ、ペルー、トルコ等。物品調達に限定するものではなく、政府からの様々な支出においてクレジットカードシステムを導入している国々	
該当する法令等はなし	該当する制度はなし、	-	-	国家公務員の再就職に係る制度を所管していないため、回答困難である。		要望者から以下のような再意見が寄せられていますので再検討をお願いします。(1)国家公務員法第103条第2項で「職員は、離職後2年間は、前職企業の地位で、その離職前5年間に在職していた人事規則で定める限の機関、特定独立行政法人又は日本郵政公社と密接な関係にあるものに就くことを承諾し又は就いてはならない。」とされていますが、2年間の根拠があるわけではなく、また再就職による関連企業への利益誘導事例が先般日本道路公団を舞台にありました。役職者については年限を設けず禁止することが必要な事例です。例えば、財務省の役職者が、現に1)の役職者として天下っています。例えば現行年金は財務省元生計部長であり、副社長の一人は元法務局長であるなど、行政機関が管理監督権限を有する企業に迂回して就職していることは、癒着を生み、利益誘導を有する可能性が否定できないので、行政の公平性を損なわれないため、天下りによる関連企業等への利益誘導が絶対に対処されないような保証制度が創設され限り、役職者については年限を設けず禁止することが必要です。(2)省庁の幹部職員が、定年前に辞め、管理監督権限を有する企業や関連機関に再就職する機会がある場合がある。それが癒着や利益誘導を有する可能性が否定できないケースがあることが懸念されます。このような償還は原則的に止めるべきではないでしょうか。			204003	全省庁	行政機関の役職退職者が、その行政機関が管理監督権限を有する企業や関連団体に就職することを禁止する	5110	5110014			特定非営利活動法人「子どもに無償環境を推進協議会」	14	A	行政機関の役職退職者が、その行政機関が管理監督権限を有する企業や関連団体に就職することを禁止する	行政機関(例えば財務省)の退職者(役職者)が、その行政機関が管理監督権限を有する企業や関連団体に就職することは、天下りであって癒着を生み、行政の公平性を損なうので、禁止することを必要とする。	行政と、管理監督される側は、天下りな人事を通して癒着の事例が多くあるので、公平性と透明性のために、禁止が必要である。	近年、最近も、天下りによる不祥事が多く見られることから、この禁止が行政改革上からも必須である。	人事院等の法令		
入札談合等開与行為防止法	入札談合等開与行為防止法は、公正取引委員会が入札談合等の調査を通じて発注機関職員の開与行為を察知した場合に入札談合等開与行為の排除のために必要な改善措置を要するところであり、平成15年1月以降、岩見沢市、新潟市及び日本道路公団の3件の事例について改善措置要求を行っている。	c		入札談合等開与行為防止法は、議員立法により制定されたものであり、現段階において、政府として同法の改正を行う予定はないが、既に適用事例が3例生じていることを踏まえ、その厳正な運用に努めて参りたい。						204004	公正取引委員会・財務省	入札選考制度(関係法令強化)	5112	5112018	1		オーストラリア	18	A	入札選考制度(関係法令強化)	1. 入札談合等開与行為防止法や予算執行職員等の責任に関する法律や地方自治法を含む他の関係法を独占禁止法の改正に合わせて強化するべきである。	日本の政府調達の契約は価格に基づいて発注される。政府調達が一般競争入札制度や指名競争入札制度のどちらで行われていても、価格に基づいて調達がなされる。政府調達の入札評価手続の一部として、物品やサービス提供者の技術経験や物品やサービスの質を独立的に評価することは一般的に行われていない。日本では、入札の落札者が必ずしも一番品質の良い提供者ではなく、価格に対して最も価値の有る提供者ではない。公共事業の質を高め、より優れた入札業者が公共事業に参加できるようにするために、価格と質の両面に基づきより競争的な選考方式を促進すべきである。この様な手続は外国企業に対して透明で開かれたものであるべきである。			

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
	公正取引委員会においては、賃貸借の契約や物品の購入契約において、債権譲渡禁止特約条項含まれていないが、債権譲渡をする場合には、事前に承認を得ることとしている。	a		公正取引委員会では、賃貸借契約や物品の購入契約において、債権譲渡禁止特約条項は含んでおらず、既に措置済みである。また、債権譲渡については、事前の申し出があった際に個別に対応することとしている。		省庁間での統一した対応を願いたい。				z04005	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	5118	5118006			社団法人リース事業協会	6	A	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。		本年6月に同要望を提出したが、各省庁の対応が異なり、引き続き、統一かつ早急な対応が求められる。		
該当する法令等はない	該当する法令等はない	d	該当なし	公務員による不正行為や非倫理的行為の未然防止のため、服務、国家公務員倫理法等に関する研修の実施等、局内において職員のコンプライアンス意識を向上するための取組に努めており、現時点で監査システムの導入予定はない。						z04006	全省庁	コンプライアンス監査システムの導入	5120	5120003			特定非営利活動法人日本情報安全管理協会	3	B	コンプライアンス監査システムの導入	公務員による不正行為や非倫理的行為を未然防止し公共サービスのレベルを高めるため、第三者機関による監査システムを導入する。	コンプライアンスに関するアンケート調査を各行政機関ごとに実施し、その結果に基づいて客観的なコンプライアンスレベルを評価、コンプライアンス研修を行うことによりコンプライアンスレベルを高める。このシステムは問題があつてからの対応ではなくコンプライアンス意識を高めることによる不祥事の予防システムである。	昨今、公務員による不祥事発覚が頻発しているが、これを未然に防ぐためには、何よりもコンプライアンス意識を高めることにある。事後においては、監察組織による対応ということになるが、このシステムは少しでも未然に不正を防ぐことが目的である。	なし	
私的独占の禁止及び公正競争の確保に関する法律、下請代金支払遅延等防止法、不当景品類及び不当表示防止法	既に、公的認証の必要がない手続については、公的認証を不要としている。また、各種機会等において電子窓口についての周知を図るとともに、利用者アンケートも実施しているところである。	d		既に、公的認証の必要がない手続については、公的認証を不要としている。電子申請の実施や更なる一層の広報活動に努めることとする。						z04007	全省庁	利用者サイドに立ったオンライン手続きの見直しによる電子化促進	5121	5121003			日本マルチペイメントネットワーク運営機構	3	A	利用者サイドに立ったオンライン手続きの見直しによる電子化促進	電子的な手続きを躊躇させる主因と思われる現行の公的認証の取扱い方法の根本的見直しが必要と考える。即ち、現在のように全ての手続きに一律に公的認証を求めるやり方ではなく、手続き毎にリスクの有無ならびに軽重を十分吟味のうえ、問題なしとされる手続きには公的認証なしで簡易に手続きが可能なような検討を早期にお願いしたい。もちろん情報保護の観点ならびにインターネットという非対面での手続きに伴なう必要な確認等の安全を十分考慮したうえという条件付にはなるが、これにより多くの利用者にとりオンライン手続きが非常に身近なものとなり実利用の飛躍的な伸びにつながるものとする。また、年度毎の利用目標を定め、実利用の推移を利用者に還元すると共に、定期的に利用者アンケートやパブリックコメントを募り、一層の見直しを図る仕組み作りの検討をいただきたい。		現在利用が進まないオンライン手続きに幅広く利用者を呼び込むために、「簡易」に利用できる手続きへの見直し・仕組み作りの検討が必要である。そして、オンライン手続きの普及が実現すれば同時に、手続き時に発生する料金・手数料の電子収納についてのニーズも高まり、申請から納付までの一連の手続きが「トランスポートレス(自宅から移動なし)」、「ペーパーレス(申請書なし)」、「キャッシュレス(現金のやりとりなし)」にて完了するという、行政手続の電子化の目指す最終型への実現に向けて大きな弾みがつくものと思料する。		
	平成14年度から共通受付システムを運用しており、電子申請の利用状況の評価については、これまで実施してきた。	d		電子申請の利活用向上の観点からアンケートの実施や更なる一層の広報活動に努めることとする。						z04008	全省庁	モデル事業を活用しての電子政府の推進	5121	5121004			日本マルチペイメントネットワーク運営機構	4	A	モデル事業を活用しての電子政府の推進	モデル事業として運営している財務省の国税電子申告・納税システム(e-Tax)、総務省の総合的なワンストップサービス整備事業(申請・届出窓口の一括化・電子化)のように各省庁の予算要求時等に既存の電子申告・電子納付の取り扱い件数についても年度ごとに目標値を明確化しての計画立案と事後評価を確実に進めたい。すなわちモデル事業を現行の予算編成を改革するための試行事例としてのみだけでなく、電子政府の活性化のために幅広く活用して取扱い対象の多い電子申告・電子納付の項目については適用することを検討いただきたい。				

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
独占禁止法第11条第2項、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則第4条、事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方(法第9条第9号)	独占禁止法第11条において、保険業を営む会社は他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の百分の十を超えて有することとなる場合には、その議決権を取得し、又は保有してはならないが同条第1項第1号から第4号の適用除外期間が設けられていること、他の国内の会社が自己株式の取得を行ったことにより、その総株主の議決権に占める所有する株式に係る議決権の割合が増した場合には同条第2号に該当する、さらには1号超議決権を保有し、かつ同条第1号から第4号の適用除外期間が経過した場合には、同条第1号から第4号の適用除外期間が設けられていないこととなる。	b		前回回答のとおり、総株主の議決権とは異なる基準を用いて同条の運用を行うことが可能か否か、対応の方向性について慎重に検討しているところである。		株主の地位を示す「議決権保有割合」の算定の分母となる「総株主の議決権」を把握することが重要であることは理解するが、非上場会社については、開示資料の中で「総株主等の議決権」が記載されていないケースが散見されたり、また、アンケート調査を実施しても未回答・未回答があるなど、株主の努力によっても正確な把握が困難なケースがある。これらの実状に鑑み、「総株主の議決権」の把握が困難なケースにかぎり、「発行済株式等の総数」等を「総株主の議決権」とみなすことについて改めて検討いただきたい。結論時期について具体的に示されたい。			204009	公正取引委員会	独禁法上の議決権保有割合規制(10%規制)における総株主等の議決権の算定方法の緩和	5141	5141019			(社)日本損害保険協会	19	A	独禁法上の議決権保有割合規制(10%規制)における総株主等の議決権の算定方法の緩和	議決権保有割合規制については、従来発行済株式数だった分母が議決権株式数となったことに伴って、特に自己株式の取得による分母の減少を考慮する必要があるが、一方で、非上場会社の中には、自己株式の取得の把握、すなわち正確な「総株主等の議決権」の把握が困難なケースもあることから、議決権株式数の算定方法について、運用上の対応を緩和する。 具体的には、小規模非上場会社等で株主総会等の召集通知に「総株主等の議決権」の記載がなく、把握が困難な場合には、「発行済株式等の総数」等を「総株主等の議決権」とみなすことを可能とする。	議決権保有割合点検作業の効率化	(従って、開示資料やアンケート調査等、一定の対応を行った上で、それでも「総株主等の議決権」の把握が困難なケースでは、「発行済株式等の総数」等を「総株主等の議決権」とみなすことを可能とするようしていただきたい(保険業法の保険会社向けの総合的な監督指針別紙様式4(の記載要領)の中では、上記のみ規定が設けられている)。	独占禁止法第11条(金融会社の株式保有の制限)		
独占禁止法第11条第2項、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則第4条、事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方(法第9条第9号)	独占禁止法第11条において、保険業を営む会社は他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の百分の十を超えて有することとなる場合には、その議決権を取得し、又は保有してはならないが同条第1項第1号から第4号の適用除外期間が設けられていること、他の国内の会社が自己株式の取得を行ったことにより、その総株主の議決権に占める所有する株式に係る議決権の割合が増した場合には同条第2号に該当する、さらには1号超議決権を保有し、かつ同条第1号から第4号の適用除外期間が経過した場合には、同条第1号から第4号の適用除外期間が設けられていないこととなる。	b		近年の商法改正により企業統治の基準等が議決権ベースとなったことから、株主の地位を示す「議決権保有割合」の算定の分母となる「総株主の議決権」は、株主にとって重要な情報であるとともに、独占禁止法第11条の趣旨に鑑みて適切な運用を行うための基準でもある。これとは異なる基準を用いて同条の運用を行うことは困難であると考えられるが、前回のあじさい要望において(社)日本損害保険協会から、一部の会社については「総株主の議決権」の把握が困難であるという実態があるとの指摘を踏まえ、総株主の議決権とは異なる基準を用いて同条の運用を行うことが可能か否か、対応の方向性について検討を行っているところである。 なお、自己株式の取得により、銀行又は保険会社の議決権保有割合が5%(保険会社の場合は10%)を超える場合が考えられるところ、一時的な保有に留まるとは独占禁止法第11条の趣旨に鑑み他の国内の会社の事業活動を拘束するおそれがないものと考えられることから、自己株式の取得により議決権保有割合が5%を超える場合には、その超えることとなった日から1年間は適用除外としている。		株主の地位を示す「議決権保有割合」の算定の分母となる「総株主の議決権」を把握することが重要であることは理解するが、非上場会社については、開示資料の中で「総株主等の議決権」が記載されていないケースが散見されたり、また、アンケート調査を実施しても未回答・未回答があるなど、株主の努力によっても正確な把握が困難なケースがある。これらの実状に鑑み、「総株主の議決権」の把握が困難なケースにかぎり、「発行済株式等の総数」等を「総株主の議決権」とみなすことについて改めて検討いただきたい。結論時期について具体的に示されたい。			204010	公正取引委員会	独禁法上の議決権保有割合規制(10%規制)における総株主等の議決権の算定方法の緩和【新規】	5144	5144091			(社)日本経済団体連合会	91	A	独禁法上の議決権保有割合規制(10%規制)における総株主等の議決権の算定方法の緩和【新規】	小規模非上場会社で株主総会の招集通知に総株主等の議決権の記載がない場合には、発行済株式等の総数を総株主等の議決権とみなすことを可能とすべきである。		保険会社は議決権保有割合規制を遵守するために、発行会社からの株主総会の招集通知など、開示資料を基に点検を行っている。 しかし、非上場会社においては、開示資料において総株主等の議決権が記載されていないケースや、自己株式の取得状況が外部から把握しづらいケースがあるなど、総株主等の議決権を正確に把握することは困難である。	独占禁止法第11条	独禁法第11条により、保険会社については、「他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の百分の十を超えて有することとなる場合には、その議決権を取得し、又は保有してはならない」と制限されている。	